

結婚式についての座談会から

2月12日、中央公民館において公民館様式で結婚式をあげた方とその父母を招き、結婚式についての座談会をおこないました。出席された方は、挙式された各年から選ばれた10組の方々で、いずれも体験発表ということで、これから結婚される方や結婚される息子、娘さんをおもちの方には、たいへん参考になると思いますので、そのあらましを紹介します。

◎挙式、披露宴の簡素化

◇式の簡素化については誰も異論のないところであるが、いざ自分のことになると、どうしても旧来のしきたりにこだわるようだ。青年会などではこの問題についてよく討議、教育され、当人はわりきっているが、年配者の場合、簡素化にふみきれないようだ。社会問題を適時にとりあげ活発な地域活動をおこなっている婦人会が、親の立場からこの問題を取りあげ指導されたらより一層徹底されるのではないか。

◇挙式以前のやりとり（結納、樽立て、日定め等）について、旧来のような考え方にもとづいておこなわれるものであれば、当人同志はその必要を認めないが、内容がわからないので親に任せ、親同志で話が進められている現状だ。

◇公民館では、挙式のことについてはいたれりつくせりのサービスをしてくれるが、できれば「結婚相談所」のようなものを開設して、挙式以前のことなど全般的なことについてモデルケースをつくり相談に応じ、会場の都合で公民館で挙式できない方も含めてお世話していただきたい。

◎挙式の日どり

◇挙式の日を、コヨミの上での吉日にこだわりすぎる。もし、日に良し悪しがあれば良い日に挙式したいのは誰しも当然のことであるが、コヨミで大安等を定めるには、何も科学的な根拠がない。むしろ当人の健康状

態や勤務、商売の都合に重きをおいて日を定めるべきだ。

◎式場

◇吉日にこだわるため、どうしても日が重なってしまう。現在のところ公民館では1日1組より挙式できないが、吉日にこだわらなければ相当数利用できるので、この点を考え改めていただきたい。

◎挙式および披露宴

◇最近、公民館で挙式する方が目立ってふえております。〃簡素にして内容の充実した結婚〃これが公民館様式の本旨であります。これら利用者の中には、公民館を便利屋的に考えて、式以前のやりとりを旧来どおりおこない、会場だけを利用するという方も見うけられます。この点、公民館様式の定められた意義を周知させ、当事者および関係者の協力を求める。

◇公民館以外のところで挙式、披露宴をおこなう場合でも、公民館様式でやるようP・Rし、また司会者（座配人）を養成してほしい。

◇挙式には「公民館式」と「神式」とがあり、どちらでも希望通り挙式できるが、両者の感想をきいてみると
公民館式………無信教者や異教者が神式でおこなう必要はない。

神式………信教者が神式でおこなうのは当然である。公民館式より金はかかるが、式と披露宴のけじめがはっきりしてよかった。

◇披露宴を別におこなった場合どうしても旧来のしきたりにとらわれるので、是非合同でおこなうべきだ。

◇会費制でおこなう方も時々見うけるが〃関係者で祝ってやる〃という結婚の本旨からすれば、まことに良い傾向である。ただ家同志の関係で〃自分達の結婚を祝ってもらうために招待する〃という考え方があるため会費制にふみきることがむずかしいようだが、親族が少ない場合は大し

て抵抗がないと思う。

◇当事者は、披露宴の招待者をどの範囲にとどめるかで、たいへん頭を悩まされるが、結婚する方のほとんどが職場をもっている関係で、披露宴も職場関係者や友人が中心となる。職場が大きい程そうなるので、結婚式はごく内輪ですませ、披露宴は会費制にした方がよい。

◇「お茶の会」は、経費も安く、結構だが、年配者が入った場合は一ぱいのまないと祝いの気分にならないという社会的慣習の点から余り歓迎されないようだ。

◇公民館では、挙式当日式場へ「〇〇家と〇〇家結婚披露宴会場」と表示しているが、これを新郎新婦の氏名に改めるとともに、婚姻届が挙式当日に手続きを済ませるよう指導されたい。

◎挙式後の問題

◇座談会には、父子2代にわたり公民館で結婚式をあげた方も出席されたが、話合いの中で公民館様式で結婚された方の中には離婚者がほとんど見あたらないうことであり、これらの挙式者を集めて家族同伴の懇親会を開催し和を深めるとともに、生活設計やこどもの教育等について意見を交換し、その成果をもって公民館様式結婚の普及および後進の指導にあたるようにしたい。

簡素化結婚式は、中央公民館のほか、釈迦内公民館でもとりあげ実施しているが、公民館では……現在の施設では、結婚式をやると全館貸切りという状態で他の集会なども締め出さなければならず、公民館活動を推進していくうえにおいてこの点の調整がむずかしい問題であるが、できるだけ多くの方に利用していただくためには、コヨミの上の吉日などにこだわらないように。また、会場は安上りの公民館を利用、その代り衣裳などをデラックスにするという簡素化結婚式に矛盾するケースが増える傾向にあるので、新生活運動の目的から、互に自粛されるよう関係者の協力を求めています。

所得税の確定申告は3月15日までです

確定申告と納税は、2月16日から3月15日までです。

○ この期限内に申告しないと、配偶者控除や扶養控除、障害者控除などが受けられなくなり、それに無申告加算税を納めなければなりません

○ 納税も、この期限をおくると延滞税がかかります。もし、一時に納付できないときは、延納申請により5月31日までに分納ができます。

○ 税金の還付を受けられる方は、3月15日まで、確定申告をすることになりますので、早目に税務署へ申告して下さい。

税務署
財務事務所
市役所

納税相談

(国税該当者のみ)

期間 3月8日～13日

場所 大館税務署

あらかじめ通知された

時間までおいで下さい

青色申告をどうぞ

青色申告をされると、次の特典が認められます。

- ① 家族従業員給与の必要経費への算入
- ② 家事関連費の必要経費への特別算入
- ③ 貸倒準備金
- ④ 退職給与引当金
- ⑤ 価格変動準備金
- ⑥ 国定資産の償却

⑦ 純損失の繰越

3月15日までに届出ることになっております。くわしいことは税務署へ問合せ下さい。